

令和8年度

第2回東かがわ市農業委員会議事録

令和8年5月20日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月20日（水）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員（16名）

会長	1番 田村 照栄	10番 黒川 義明
職務代理	2番 砂川 哲也	11番 青木 大明
	4番 山本 一郎	12番 安部 哲弘
	5番 田中 稔	13番 三井 和彦
	6番 笹井 慎也	14番 松井 委昭
	7番 松枝 孝幸	15番 田中 卓臣
	8番 榎本 貴之	16番 池田 正志
	9番 藤本 輝華	17番 松岡 由美

4. 欠席委員（1名）

3番 三谷 博計

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

- 第2 報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第3号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について
議案第4号 農用地利用計画変更申出の意見決定について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について
議案第7号 地域計画変更申出に係る意見聴取について

第3 その他

6月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

鷺見 吉保 塩田佐知子 戸阪 匡博 黒田 寛子 安部 俊貴

7. 会議の概要

事務局長	お時間がまいりましたので、ただいまより令和8年度第2回東かがわ市農業委員会を開催いたします。 本日の資料は、先日タブレットにお送りした議案書及び議案書資料と、机の上には農政情報の5月号、それと図書目録2026年第2版のほうですね。こちらのほうと、あと普及センターだより第82号、カラー刷りのものですね。お手元にございますでしょうか。よろしいですね。お配りしております。ご確認のほどよろしくお願いいたします。 本日、三谷博計委員から欠席のご連絡を頂いております。 それでは始めさせていただきます。会長よろしくお願いいたします。
会長	～会長あいさつ～ それでは、日程第1、署名委員の指名でございますが、恒例でございますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。本日の署名委員は、16番池田正志委員、17番松岡由美委員、どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について、ご説明いたします。議案書は1ページになります。今月は1件の報告がございます。 申請番号1番、貸し手、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■様、借り手、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■を含みます田3筆、合計面積は2,075平方メートルになります。令和4年5月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、売買のため合意解約となります。こちらについては、議案第1号申請番号1番でもご説明させていただきます。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	報告第1号につきまして事務局の説明が終わりました。双方合意の上での書類提出となっております。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、報告第1号につきましては認めてまいりたいと思います。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月4件ございます。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。 申請番号1番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■様、譲受人は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■ほか3筆の田、合計面積2,081.99平方メートル。農

	地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は2,081.99平方メートル、農作業歴は10年、通作距離は17キロメートル、農作業常時従事日数は200日となっています。 続きまして、申請番号2番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ ■■■■ほか1筆の田、合計面積385平方メートル。農地取得後の作目は野菜。農機具については、耕運機を1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は6,620平方メートル、農作業歴は50年、通作距離は10メートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 続きまして、申請番号3番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様と■■■■の■■■■様の共有名義、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか6筆の田畑、合計面積1,229平方メートル。農地取得後の作目は水稻、野菜。申請農地取得後の経営面積は1,229平方メートル。農作業歴は6年、通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。 続きまして、申請番号4番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ ■■■■の畑、面積418平方メートル。農地取得後の作目は、果樹。農機具については、管理機を1台所有しています。申請農地取得後の面積は579.32平方メートル、農作業歴は5年、通作距離は5キロメートル、農作業常時従事日数は144日となっています。 以上の4件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。
会長	議案第1号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明を頂きたいと思います。 まず、申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。
山本委員	お願いします。■■■■さん、新規就農ということで、林推進委員と農地を確認しました。まだ水稻は植わってなくて、草刈りして準備はしているのかなという状態でございまして、ただ住居が■■■■なので、林委員は、「■■■■という姓は昔から■■■■にはないぞ」言うんで、取りあえず林推進委員が■■■■ ■■■■さんの携帯電話に電話しましたが出られず、留守電を入れとったところ、後ほど返信がありまして、ご主人から、「やります。やるつもりです」という明確な返答を頂いたので、特に問題はないと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、地元委員のほうから問題はないという補足説明を頂きました。 ご審議いただきたいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
会長職務 代理人	■■■■■の件ですが、ぐるりがもう宅地で、この人に移譲しても何も問題はないと思います。
会長	ありがとうございました。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても認めさせていただきます。 続きまして、申請番号3番を議題といたします。 私のほうから補足説明をさせていただきます。先日、岩瀬推進委員と一緒に■■■■■さんのお宅を訪問いたしまして、農地のほうも現地確認させていただきました。皆様方、農地が、私もすごい狭小の中で水稻が耕作されているのがちょっと不思議だったんですが、現地を確認させていただきますと、■■■■■から■■■■■、3枚はもう今、1枚地になってまして、水稻のほうももう耕作されておりました。あと、果物等が植えられておるところはそのままでしたが、あと畑のところは草刈り等がされて保全管理をちゃんとされているのを確認しました。聞いてみますと、相続でいただきました■■■■■さんと■■■■■さんとはお従妹になる方で、もう本当に市外にお住まいになられまして、お年のほうも高齢で、もう現地へ帰ってくることはないということで、農地の保全管理もできないということで、ここは■■■■■さんと■■■■■さんが持っていらっしゃったお家も空き家になってましたが、そこへ■■■■■さんがお帰りになって、お二人の方が経営されてました農地をちゃんと管理するということで、間違いなく今後も農地法にのっとりまして保全管理、または耕作をしていくということでございました。■■■■■さんのほうにも、■■■■■さんのほうは体調が悪くてちょっと電話等もできないということで、■■■■■さんのほうへ確認しましたところ、もう間違いなく私たちはもうすることができないので■■■■■さんのほうにお願いをしましたということでしたので、本当に問題はないかなということで、私たち推進委員とともに確認をさせていただきました。 というところで、3番につきましてご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号4番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。

松井委員	失礼します。今回の調査は、去年の9月にも上がっている方と同じで、相手の方は■■■さん、■■■の方で、■■■さんは■■■なんですけど、■■■のこの農地のすぐ隣に別宅がありまして、そちらのほうでよく作業などしております。現地見に行きましたけど、特に問題はありません。あと、■■■の■■■さんなんですけど、電話を何回かしたんですけど出られなかったので、■■■さんのほうだけの調査となっていますけど、お話を伺ったところ、特に問題なく譲渡のほうをさせていただいたというお話でした。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号4番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第1号につきましては、全て異議なしということで、許可相当として処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第2号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、今月44件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第2号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明いたします。議案書は3ページから21ページになります。 議案書21ページの集計欄をご覧ください。 今月は貸借の申請に加え、使用貸借権の移転が1件ございます。それでは、合計をご報告させていただきます。貸借権の転貸1件、使用貸借権の転貸42件、合計43件90筆、使用貸借権の移転1件、合計1件、3筆、移転も含めました総合計は44件93筆、合計面積87,377平方メートルになります。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第2号につきましては、総合計44件93筆、87,377平方メートルにつきまして、事務局の説明が終わりました。 これに関しまして、ご異議ございませんでしょうか。異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号につきましては適当である旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について、1件ございます。事務局より説明いたします。
事務局	失礼いたします。議案第3号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について、ご説明いたします。 議案書は22ページになります。本市農業委員会では恐らく初めての議案と思われますが、高松市などではときどきある事例とのことです。 本件は、令和4年12月から香川県農地機構を通じて貸付が行われている農地について、農地の借り人から香川県農地機構に対し農地貸借契約の内容変更の申出があり、農地の貸し人もこれに同意していることから、農用地利

	用集積計画の変更在先立ち農業委員会に意見を求められているものです。本件農地は、■■■■の■■■■様所有の農地で、当初、■■■■の■■■■様が農地機構を通じて貸借していたものを、先般、認定新規就農者となった子の■■■■様が借り受けることとなり、本年2月20日開催の令和7年度第12回農業委員会で借主の変更についてご承認を頂き、引き続き■■■■様、香川県農地機構、■■■■様との間で農地の貸借契約が継続しております。今回の変更内容につきましては、利用権の設定期間の変更であり、農地の貸借期間を延長するものとなります。変更の理由としましては、当該農地上に新設する農業用ハウスの耐用年数に見合うよう貸借の期間を延長する必要があるためとのことです。なお、変更前の利用権の終期は令和10年11月30日であり、これを令和19年3月31日まで延長する計画となっております。既にご承認を頂いている利用権設定についての変更のため、農業委員会の意見の案といたしましては異議ありませんとの回答を想定しております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第3号につきまして、今、事務局のほうから詳細な説明がございました。 この件に関しまして、ご異議、ご質問等はございますか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めてまいりまして、答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第4号 農用地利用計画変更申出の意見決定について、1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第4号 農用地利用計画変更申出の意見決定について、ご説明をいたします。議案書の23ページをご覧ください。今月は、用途区分の変更が1件です。 申出番号1番、議案書資料は1ページから4ページです。 土地の所有者は、■■■■の■■■■様、申出地は■■■■、田、2,109平方メートル、同じく■■■■、田、1,194平方メートル、計2筆の3,303平方メートルです。■■■■から南に約100メートルの第2種農地です。変更後の利用目的は、子牛の牛舎及び畜産倉庫の建築です。牛舎及び畜産倉庫については農業用施設となりますので、農用地の区域からの除外ではなく、今回は用途区分の変更ということでございます。令和4年に申請地の南側に約1,920平方メートルの肥育牛の牛舎を建設し、約120頭の成牛オリブ牛を飼育しておりますが、手狭になり、子牛の飼育場所も成牛用に一部現状使用しておりますので、新たに自己所有の土地に子牛専用の牛舎を1棟、畜産用倉庫1棟を建設する変更が必要となったものでございます。人けも全くなく、子牛の声で周辺に迷惑をかけることがなく、また周辺農地は全て自己所有地であるため、当地を選定いたしました。なお、牛舎の使用済み

	の敷もみ殻は2トン車にて■■■■地区にあります自己所有の糞尿処理場にこまめに搬送し処理するため、匂いなどは発生しないということで計画が出ております。 以上の案件については、事業に必要性、緊急性があり、変更する面積も妥当な規模であるほか、周辺の土地利用から見ても適当性が認められ、ほかに代替する土地もなく、用途区分の変更については相当と思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第4号の事務局の説明が終わりました。申し訳ございませんが、■■■■さん、退室をお願いいたしたいと思います。 それでは、議案第4号についてご審議いただきたいと思いますが、その前に地元委員の補足説明をよろしくをお願いいたします。
安部委員	安部です。よろしくお願いいたします。先日、■■■■さんのところへ、本人立ち会いで書類と場所を確認しながら、何ら変わりなかったことを報告します。以上です。
会長	ありがとうございます。議案第4号につきましては、何ら問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、認めてまいりたいと思います。 すいません。入室をよろしくお願いいたします。 それでは再開させていただきます。議案第5号 非農地証明願について、1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第5号 非農地証明願について説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は5ページから7ページです。 申請人は■■■■の■■■■様、申請地は■■■■の畑、面積488平方メートル。■■■■から約300メートル東に位置する農地で、第2種農地です。約20年前から管理できておらず、農地として復旧することが困難となったものであります。 以上の申請については、農地としての復旧が見込めないため、非農地証明は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第5号の事務局の説明が終わりました。 ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
安部委員	先日、■■■■さん宅を訪問し、書類と照らし合わせた結果、何ら変わらないことを確認しました。以上です。

会長	ありがとうございました。議案第5号につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、非農地として証明をいたしたいと思います。 続きまして、議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月新規1件、変更1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、ご説明いたします。議案書25ページをご覧ください。今月には新規1件、変更1件になります。 まず、新規1件目は、東かがわ市■■■■在住の■■■■様、目標営農類型は水稲とブロッコリーの栽培を中心とした複合経営です。今後は、借入れにより規模を拡大するとともに、排水対策、害虫防除及び作業効率を高め、所得向上を目指します。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は380万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。 続いて、2件目の変更は、東かがわ市■■■■の■■■■、■■■■様で、目標営農類型は水稲、小麦を中心に白大豆、ブロッコリーを加えた複合経営です。■■■■様につきましては、令和6年3月の本委員会におきまして認定更新の承認を頂いておりましたが、今回、法人の代表理事が■■■■様に変更となり、法務局での変更登記が完了したため、代表者の変更のみの申請となっております。なお、経営改善計画の内容について変更はありません。 本計画の作成に当たりましては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者のご本人様と協議を行った上で計画の作成を行っております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第6号の事務局の説明が終わりました。新規の方につきましては、地元委員の補足説明を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
松枝委員	それでは、■■■■さんの説明をさせていただきます。先般、推進委員とともにご本人にお会いしまして、詳しくお話を聞きました。■■■■さんはもうご高齢なんですけど、意欲は十分あります。■■■■さんの自治会付近の農業なさってる方は専業で■■■■さんだけぐらいと思うんで、■■■■さんがしなくなったら周辺の農地が荒れてくるんじゃないかなというようなことでございますし、新規一転、認定農業者になって新たな機械を借り入れる等を計画しているみたいでありますので、妥当でないかなと思っております。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、今、地元委員のほうから、ご本人は高齢ではありますが、本当に意欲的で地域周辺の方々から

	も、大変、農業者としては信頼されているということで、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、異議なしというお言葉を頂きました。 2番につきましては、先ほど事務局のほうからご説明がありましたように、組合法人のほうの代表者の交代ということで、これはもうそのまま致し方ないかなと思っております。先ほどのご説明のとおり、県、市、それぞれの専門の方々のご指導を仰いでの提出となっておりますのでお認めいただけたらと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議のない旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第7号 地域計画変申出に係る意見聴取について、2件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第7号 地域計画変申出についての説明をいたします。議案書の26ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料のほうは8ページから10ページでございます。 申請人は〇〇の〇〇様、申出地は〇〇、田、375平方メートルでございます。〇〇から南へ約50メートルに位置する第3種農地でございます。転用の目的は分家住宅です。所有者の〇〇様の長男、〇〇様が自己住宅を建設することでの転用の申請でございます。実家は農家でありますけれども、祖父、兄弟4人との大家族が暮らしており、そこに長男家族4人が同居するには狭くて難しいため、自己住宅を建築する予定となっております。現在は借家に住んでおり、将来の子どもの通学等も考え、こども園や小中学校も近く適地であるため、この申請地を選定したということでございます。 申請番号2番、議案書の資料は本委員会の計画変更用途区分の変更1と同内容でありますので、省略させていただきます。 申出人は〇〇の〇〇様、申出地は〇〇、田、2,109平方メートル、〇〇から約100メートルにあります第2種農地でございます。この農地は既に先ほどの説明済みですので省略をさせていただきます。 以上の2件、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
会長	議案第7号につきまして、事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明を頂きたいと思います。 まず、申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
会長職務	これは〇〇があるところと〇〇の派出所があるところのすぐ南に

代理者	面した農地でございます。ここは■■■■の最後のところと■■■■の水利の境の土地になると思います。そこに■■■■さんが何年か前に購入されて、そこに半分ぐらいの土地に息子の住宅地を予定しとるという話で、現場も見てきたんですけど、妥当でないかと思います。
会長	ありがとうございました。申請番号1番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。申請番号2番につきましては、先ほど計画変更申出の意見決定のところで地元委員のほうから補足説明を頂いておりますので、もうこの場ではご審議だけいただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第7号につきましては、異議なしということで認めてまいりたいと思います。 日程第2のほうは、皆様方のご協力を得まして、全て議事のほうは終了させていただきます。 続きまして、日程第3、その他、6月の農業委員会について、事務局のほうよりよろしくお願いします。
事務局	失礼いたします。次回の農業委員会の日程についてお知らせいたします。6月の農業委員会につきましては、6月20日が土曜日でございますので、前倒して19日の金曜日、6月19日の金曜日13時30分から、同じ会場の市役所3階大会議室でお願いをいたします。
会長	6月の農業委員会につきましては、6月の19日金曜日、本会議場で13時30分から予定しておりますので、皆様方、日程のほうをよろしく願いいたします。 事務局のほうからほかにございませんか。
	(「なし」の声あり)
会長	ないようでしたら本委員会を閉会にしてもよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、閉会を職務代理のほうからよろしく願いいたします。
会長職務代理者	～会長職務代理者あいさつ～